



医療機関版

NEWS LETTER

2026 年 4 月号

アクエルド社会保険労務士法人

福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目2番地8号
セントラルビル4階
TEL : 092-753-7550 / FAX : 092-753-7551

Topic

今年度からは“かかりつけ医機能報告”も

病院、診療所、歯科診療所、助産所は、原則毎年 1～3 月※に、“医療機能情報提供制度の定期報告”が求められます。病院、診療所は今年度から“かかりつけ医機能報告制度の定期報告”も始まりました。制度の概要を整理しました。



原則、すべての病院・診療所が対象

かかりつけ医機能報告は、原則すべての病院・診療所（特定機能病院、歯科医療機関を除く）が対象です。かかりつけ医のいない医療機関、美容整形外科、企業内診療所も対象です。

報告は G-MIS（医療機関等情報支援システム）で行います。大きく 1 号機能と 2 号機能に分けられ、まず 1 号機能の報告を行います。

● 1 号機能

日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能についての報告

この 1 号機能の報告の中で、次に当てはまる場合は、2 号機能の報告も行います。

設問項目	回答
「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表	「有り」を選択
一次診療の対応ができる領域	「該当なし」以外を選択
医療に関する患者からの相談に応じることができること	「可能」を選択

● 2 号機能

以下についての報告

- ・ 通常の診療時間外の診療
- ・ 入退院時の支援
- ・ 在宅医療の提供
- ・ 介護サービス等と連携した医療提供
- ・ その他（健診、予防接種、地域活動、教育活動等、及び今後の意向）

なお、上記の報告以外に、かかりつけ医機能として、次の 2 つの実施が求められます。

● 院内掲示

報告したかかりつけ医機能について、一定の内容を院内掲示する必要があります。
G-MIS で院内掲示用の様式が出力できます。

● 患者説明

おおむね 4 ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者や家族から求めがあったときに、治療計画等を説明。

かかりつけ医報告制度の窓口は、各都道府県です。都道府県の発信情報をご確認ください。

※ 報告は原則 1～3 月とされていますが、都道府県により提出期限が異なります。ご注意ください。提出期限が過ぎてしまった場合の報告については、都道府県の窓口にご相談ください。

広告可能な専門性に関する資格等を持つ医師数

ここでは、2025 年 12 月に発表された調査結果※などから、広告可能な医師の専門性に関する資格等（以下、資格等）を取得している、診療所に従事する医師数の増減をみていきます。

6 割強が資格等を取得

総合内科専門医が最多に

上記調査結果によると、2024 年の診療所に従事する医師数は 111,699 人、うち資格等を取得していない医師は 43,692 人（全体の 39.1％）でした。6 割強が何らかの資格等を取得していることになります。

資格等の種類別に、取得している診療所に従事する医師数をまとめると、下表のとおりです。

2024 年の結果では、総合内科専門医が最も多く、消化器病専門医、眼科専門医、内科専門医が続いています。2022 年からの増減では、10％以上増加しているのは、いずれも 1,000 人未満の資格等でした。

次回の調査結果ではどのように変化しているのでしょうか。

取得している資格等の種類別の診療所に従事する医師数(人、％)							
	2022年	2024年	増減率		2022年	2024年	増減率
内科専門医	6,095	6,411	5.2	感染症専門医	238	262	10.1
小児科専門医	5,360	5,392	0.6	心療内科専門医	140	148	5.7
皮膚科専門医	3,944	3,762	-4.6	呼吸器外科専門医	87	122	40.2
精神科専門医	3,447	3,580	3.9	心臓血管外科専門医	199	218	9.5
外科専門医	3,342	3,374	1.0	乳腺専門医	334	391	17.1
整形外科専門医	6,352	5,942	-6.5	気管食道科専門医	494	413	-16.4
産婦人科専門医	4,913	4,607	-6.2	消化器外科専門医	692	745	7.7
眼科専門医	6,698	6,447	-3.7	小児外科専門医	111	99	-10.8
耳鼻咽喉科専門医	4,386	4,308	-1.8	超音波専門医	594	620	4.4
泌尿器科専門医	1,935	1,834	-5.2	細胞診専門医	323	281	-13.0
脳神経外科専門医	1,294	1,254	-3.1	透析専門医	1,711	1,747	2.1
放射線科専門医	864	813	-5.9	老年病専門医	403	399	-1.0
麻酔科専門医	761	790	3.8	消化器内視鏡専門医	5,769	5,869	1.7
病理専門医	111	113	1.8	臨床遺伝専門医	210	251	19.5
救急科専門医	588	589	0.2	漢方専門医	1,061	1,011	-4.7
形成外科専門医	965	1,033	7.0	レーザー専門医	136	126	-7.4
リハビリテーション科専門医	840	780	-7.1	気管支鏡専門医	264	275	4.2
臨床検査専門医	59	49	-16.9	核医学専門医	121	94	-22.3
総合診療専門医	211	340	61.1	大腸肛門病専門医	470	464	-1.3
総合内科専門医	7,857	8,331	6.0	婦人科腫瘍専門医	74	123	66.2
呼吸器専門医	1,655	1,700	2.7	ペインクリニック専門医	374	375	0.3
循環器専門医	4,630	4,637	0.2	熱傷専門医	58	59	1.7
消化器病専門医	6,719	6,881	2.4	脳血管内治療専門医	58	67	15.5
腎臓専門医	1,609	1,683	4.6	がん薬物療法専門医	79	110	39.2
肝臓専門医	1,860	1,985	6.7	周産期(新生児)専門医	175	259	48.0
神経内科専門医	1,104	1,125	1.9	生殖医療専門医	460	506	10.0
糖尿病専門医	2,167	2,283	5.4	小児神経専門医	291	301	3.4
内分泌代謝科専門医	782	917	17.3	一般病院連携精神医学専門医	53	50	-5.7
血液専門医	561	622	10.9	麻酔科標榜医	2,584	2,449	-5.2
アレルギー専門医	1,778	1,860	4.6	社会医学系専門医	-	260	-
リウマチ専門医	1,791	1,735	-3.1	医師少数区域経験認定医師	34	64	88.2

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成

※厚生労働省「令和 6 年医師・歯科医師・薬剤師統計」

2024 年 12 月 31 日現在における全国の届出医師、歯科医師、薬剤師を対象にした調査です。隔年で実施されます。ここで紹介したデータは令和 6 年と令和 4 年の調査結果によるもので、複数の資格等を取得している場合は各々の資格等に重複計上しています。令和 6 年の詳細は次の URL のページ中の表番号 13 から確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001234962&cycle=7&year=20240>

医療機関でみられる 人事労務Q&A

『退職する際の計画年休の取扱い』



当院では、毎年度、8月、12月、1月にそれぞれ1日を指定して、年次有給休暇（以下、年休）の計画的付与（以下、計画年休）をしています。今回、5月末に退職する職員から、退職日までに残りの年休をすべて取得したいという相談がありました。退職日より後に到来する計画年休は、どのように取り扱ったらよいのでしょうか？



退職する職員から、退職日までに計画年休も含めて残りのすべての年休の請求があった場合、退職後に計画年休として付与することになっている3日分も含め、すべての年休の取得を認めなければなりません。

詳細解説：

1. 計画年休

計画年休とは、年休の付与日数のうち5日を超える部分について、医院が日にちを指定して取得させることができる制度です。計画年休を導入する場合には、あらかじめ就業規則に規定し、労使協定を締結しなければなりません。また、年休の付与日数のうち5日については、職員の自由な意思で年休を取得できるようにしておく必要があります。例えば、年休が10日の職員に対しては5日、年休が18日の職員に対しては13日まで、計画的付与の対象とすることができます。



2. 退職予定者の取扱い

計画年休は、その付与日が労働日であることを前提に付与されるものです。退職日より後は、労働日ではなくなるため、付与日の前に退職することが予定されている職員については、退職日より後の日を付与日とする計画年休の付与はできません。よって、職員から請求があったときは、たとえ計画年休として付与する日が決まっていたとしても、退職前の任

意の時期に計画的付与の対象となっている日数分の年休を取得させる必要があります。

3. 労使協定を締結する際の注意点

計画年休を導入するには労使協定の締結が必要ですが、その労使協定では、以下の項目を定めておく必要があります。

- ①計画的付与の対象者（または対象から除く者）
- ②対象となる年休の付与日数
- ③計画的付与の具体的な方法
- ④年休日数が少ない職員の扱い
- ⑤年休付与日を変更することが予想される場合はその手続き

今回のケースでは、上記①の対象から「退職予定者を除く」と定めておけば、判断に困ることはなかったでしょう。

また、上記④についても、例えば新規採用者等で年休が付与されていない職員をどうするのか、という問題が生じます。年休の付与日に職員を休ませるときに、欠勤扱い（無給）とすることはできないことから、特別有給休暇の付与や、平均賃金の60%以上の休業手当を支払うなどの対応が求められます。

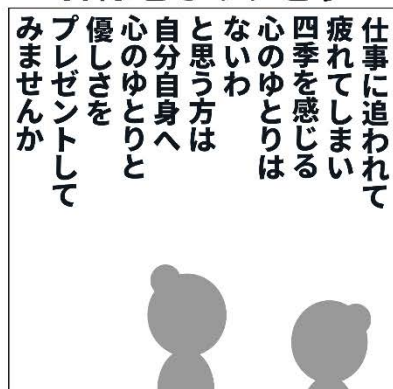
事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『掃除と心のゆとり』



掃除と心のゆとり



ワンポイントアドバイス

事例のマギさんのように、タイパ（タイムパフォーマンス）が悪いと感じながら拭き掃除をしていると、その前向きでない空気は自然と周りにも伝わってしまいます。

マナ先輩が気づいたように、接遇とは、その人が心の中で思っていることが、そのまま **“空気”** となって表れるものです。

自分に与えられた役割をきちんと認識し、それがどんな小さなことであっても、『常に前向きで気持ちよく』を心がけていれば、それだけで人としての成長につながっていくでしょう。

当たり前のことを当たり前にできること、そして小さなことに「ありがとう」と思える心を持っていれば、きっと誰もが1日を心豊かに過ごすことができるはずです。

ちょっとしたことでも嬉しいと感じる心のゆとりを、自分自身にプレゼントしてみたいはいかがでしょうか。

患者様だけではなく、時には自分自身にも優しく目を向けて、気分転換してリラックスする時間をつくってください。その **“心のゆとり”** も、立派な接遇です。

心のゆとりが積み重なることで、職場全体の空気も明るくなっていきます。

一人ひとりの小さな前向きさが、医院の温かさをつくるのです。